

熊本県公報

目次

告示	合津港臨港地区指定に係る案の縦覧	(港湾課)	一
議会の召集		(財政課)	一
公告	土地改良事業施行の同意	(農村計画課)	一
	特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民生活総室)	一
	卸売市場法に基づく役員の変更	(農業団体金融課)	二
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二
登載依頼			
	平成十四年度熊本県立高等学校入学者選抜要項及び同推薦入学者選抜実施要項	(教育委員会)	二
	平成十四年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項及び平成十四年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項	(")	(二五)
	平成十四年度県立特殊教育諸学校高等部及び幼稚部募集定員	(")	(四一)
告示			
	熊本県告示第八百七十二号		
	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第三項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算し、二週間公衆の縦覧		

に供する。

なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第一項の規定に適合しないと認めるときは、縦覧期間の満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。

平成十三年十一月十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 臨港地区の区域の案

天草郡松島町大字合津字國迫、字御所平及びひ字本口の一部

二 臨港地区の区域の案の縦覧場所

熊本県庁土木部港湾課、天草地域振興局土木部維持管理課及び松島町役場建設課

熊本県告示第八百七十三号

平成十三年十二月五日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成十三年十一月十六日

熊本県知事 潮谷 義子

公 告

熊本県公告第七百七十五号

龍ヶ岳町長辻本両造から平成十三年七月十日付けで協議の大道地区（大作山工区）土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により平成十三年十一月六日付けで同意した。

平成十三年十一月十六日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第七百七十六号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十一月十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 申請年月日
平成十三年十月三日

二 名称
特定非営利活動法人子どもアシストセンターわくわく
代表者の氏名
清田 明子

四 主たる事務所の所在地
熊本県熊本市鹿子木九十八番地二

五 定款に記載された目的
この法人は、障害乳幼児や子どもに対して療育・保育及び子育て支援などの子どもの健全育成事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

熊本県公告第七七七号

熊本県卸売市場条例（昭和四十六年熊本県条例第六十七号）第二十条第一項第三号の規定により次のとおり役員の変更の届出があったので、同条例第三十七条の規定により公告する。

平成十三年十一月十六日

法人名 牛深市漁業協同組合

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	住 所
新 代表理事組合長	吉川 徳 澄	牛深市牛深町三三三四番地
旧 代表理事組合長	佐々木 國 康	牛深市牛深町四二五番地二

熊本県公告第七七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十三年十一月十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 都市計画の種類

- 熊本都市計画地区計画あさひが丘須屋地区地区計画
- 熊本都市計画地区計画野々島ニュータウン地区地区計画
- 熊本都市計画地区計画サニーヒル須屋地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第六号

平成十四年度熊本県立高等学校入学選抜要項及び平成十四年度熊本県立高等学校推薦入学選抜実施要項を次のように定める。

平成十三年十一月十六日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

平成 1 4 年 度
熊 本 県 立 高 等 学 校 入 学 者 選 抜 要 項

1 目 的

この要項は、平成14年度熊本県立高等学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、推薦入学者選抜については、別に実施要項を定める。

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成14年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
- (2) 調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績とは、それぞれ段階化し、合計して取り扱う。
- (3) 身体については、修学不可能と認められる者を除くほか選抜に差等をつける資料としない。
- (4) 美術科並びに普通科の美術コース、美術工芸コース及び体育コースへの出願者に対しては、実技検査を実施する。
- (5) 高等学校長は、職業教育を主とする学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施することができる。
- (6) 各高等学校の学区は、熊本県公立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）に定めるとおりとする。

なお、同規則第4条による特例は、次のとおりとする。

ア 学区外の出願者に入学を許可し得る数は、募集定員の5パーセント以内とする。

イ 普通科において第1学年から定員を定めて募集する各学校のコースのうち、通学区域を県下全域とするものは、次表のとおりとする。

学 校	コ ー ス	学 校	コ ー ス
第一高等学校	英語コース	甲佐高等学校	福祉教養コース
熊本西高等学校	体育コース	松橋高等学校	体育コース
東稜高等学校	国際コース、理数コース	八代東高等学校	体育コース
荒尾高等学校	体育コース	多良木高等学校	体育コース、福祉教養コース
南関高等学校	情報コース、美術工芸コース、 スポーツコミュニケーションコース、 ヒューマンコミュニケーションコース	牛深高等学校	文科コース
		北稜高等学校	人文コース
鹿本高等学校	体育コース、英語コース	南稜高等学校	総合コース
大津高等学校	体育コース、美術コース	茶洋高等学校	総合コース

- (7) 入学願、調査書及び成績一覧表に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。